

シックハウス

～化学物質濃度の指針値改正～

東レテクノでは、捕集剤を用いた8～24時間-パッシブ捕集法又はアクティブ捕集法により、室内環境中のシックハウス原因物質の測定を行います。

シックハウス対策に係る法令等は2003年の建築基準法の改正以来、一部条文の構成等の変更を経て現在に至っています。

2019年1月に、厚生労働省によりシックハウス原因物質の室内空气中濃度の指針値が改正され、フタル酸ジブチル（DBP）やフタル酸2-ジエチルヘキシル（DEHP）、キシレンの指針値が、従来より低い数値に設定されました。

化学物質の室内濃度指針値と法規制

厚生労働省対象物質	室内濃度指針値		建築基準法	学校保健安全法	ビル管理法
	μg/m ³	ppm	規制対象及び住宅性能表示項目	学校環境衛生基準	管理基準
ホルムアルデヒド	100	0.08	○	○	○
アセトアルデヒド	48	0.03	△	-	-
トルエン	260	0.07	△	○	-
キシレン	200	0.05	△	○	-
エチルベンゼン	3800	0.88	△	○	-
スチレン	220	0.05	△	○	-
パラジクロロベンゼン	240	0.04	-	○	-
クロロピリホス	1	0.07 ppb	○	-	-
フタル酸ジブチル（DBP）	17	1.5 ppb			
テトラデカン	330	0.04			
フタル酸2-ジエチルヘキシル（DEHP）	100	6.3 ppb			
ダイアジノン	0.29	0.02 ppb			
フェノカルブ	33	3.8 ppb			
ノナール（検討が必要な物質）	41	7 ppb			

※ ○：規制対象。
△：住宅性能表示項目（選択）

<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/situnai/hyou.html> などから引用

シックハウス対象物質の分析例 (LC/UV、GC/MS)

